

○ クレーン等製造許可基準の一部を改正する件（平成七年労働省告示第百三十六号） 新旧対照条文
 ○ クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（クレーン等の構造） 第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。</p>			
<p>令第十二条第三号に掲げるクレーン</p>	<p>クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）</p>	<p>令第十二条第三号に掲げるクレーン</p>	<p>クレーン構造規格（昭和五十一年労働省告示第八十号）</p>
<p>令第十二条第四号に掲げる移動式クレーン</p>	<p>移動式クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十五号）</p>	<p>令第十二条第四号に掲げる移動式クレーン</p>	<p>移動式クレーン構造規格（昭和五十一年労働省告示第八十一号）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>